

○北斗市総合教育会議の傍聴に関する要領（案）

平成27年11月19日北斗市総合教育会議決定

（趣旨）

第1条 この要領は、北斗市総合教育会議の運営に関する要綱（平成27年11月19日北斗市総合教育会議決定。）第6条の規定に基づき、北斗市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手續）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、市長が特に認めるときは、これを変更することができる。

（傍聴の禁止）

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が傍聴を不相当と認める者

（遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における言論に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為を行うこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得たときは、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、市長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。